

カスタマーハラスメント防止にご理解とご協力をお願いします

総務課 ☎552-5113

令和8年10月から、カスハラ対策が事業主の法的義務となりました

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」の改正により、令和8年10月から、カスタマーハラスメント（カスハラ）対策は事業主（地方公共団体を含む）の法的義務となりました。

市役所においても、一部の方からの過剰な要求や暴言、長時間の電話などにより、職員の執務環境が著しく損なわれ、他の市民の皆さまへの対応に支障が出るケースが生じています。

市では、職員を守り、公平で円滑な行政サービスを継続するため、「丹波篠山市職員に対するカスタマーハラスメント対策基本方針」を策定し、カスタマーハラスメント対策に取り組んでいます。

行政サービスは、信頼と対話の上に成り立っています



互いを尊重し、良好なコミュニケーションを築くことが、より良い市政につながります。

このような行為は、「カスタマーハラスメント」に該当する場合があります

暴力・危険な行為

殴る、蹴る、たたく、物を投げる、つばを吐く、凶器を見せる など



暴言・侮辱

大声で威圧する、罵声（ののしり）を浴びせる、人格を否定する発言、侮辱する など

脅迫・不当な要求

脅迫的な言動、理不尽な謝罪の要求、金品の要求、職員の処罰要求 など

過度・長時間の対応要求

業務に支障が出る頻度の電話・メール・来庁、長時間にわたる電話や窓口対応 など

制度上対応できないことの強要

制度やルール上対応できないことを繰り返し要求する、事実無根のクレームを申し立てる など

SNS・インターネット上での嫌がらせ

職員の個人情報や悪意ある情報をSNSやインターネット上に投稿する など



※上記は例示であり、これらに限るものではありません。

～悪質な行為に対する市の対応～

複数の職員で対応

カスハラと判断される行為があった場合は、組織として複数の職員で対応します。

対応の中止・お断り

状況に応じて、対応を中止またはお断りさせていただくことがあります。

警察などと連携し厳正に対処

悪質な事案や犯罪行為と認められるものについては、警察などの関係機関と連携し、厳正に対処します。



⚠ 必要に応じて、事案を公表する場合があります ⚠

皆さまにお願いしたいこと

行政サービスは、職員と市民の皆さまの信頼関係と冷静な対話の上に成り立っています。互いの尊厳を守り、ルールに沿った穏やかな対話へのご協力をお願いします。



私たち職員は、市民の皆さまとともに丹波篠山市の未来をつくっていきたく考えています。

ご理解とご協力をお願いします。

野外焼却行為（野焼き）は禁止です

農村環境課 ☎552-6253

⚠ 野焼きは法律で禁止された行為です ⚠

廃棄物処理法により、廃棄物の野外焼却（野焼き）は禁止されています。例外として認められるのは、農業や林業を営む上で真にやむを得ない焼却などであり、周辺の生活環境への影響が軽微な場合に限られます。

廃棄物処理法に違反した場合、5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）、またはこの両方が科せられます。



【例外となるものの例】

- ・ 農業者が行う稲わらなどの焼却
- ・ 農業を営むために農業者が畑の肥料となる焼灰を作る目的での灰屋での焼却

※農地の土手やあぜの草を刈らずに焼却する「あぜ焼き」は、火災の管理ができずに火災につながる事が多く、5月には死亡事故も起きています。非常に危険であるため、極力控えてください。

野焼きによる火災・健康被害について

野焼きは火災の原因になります

全国で発生する山火事の原因の多くは、野焼きなど火の取扱いの不注意によるものです。

市においても、今年発生した火災24件（9月9日現在）のうち、16件が野焼きの延焼によるものです。



健康被害の原因になります

市役所には野焼きによる健康被害の苦情が多く寄せられています。野焼きによる煙や臭いによって、深刻な被害を受けている方、つらい思いをしている方も多くあります。



野焼きによって煙や臭いが発生し、周辺住民の迷惑となる場合は、野焼き禁止の例外には当てはまりません。

火災を防ぐため、また、煙による健康被害を防ぐため、ご理解とご協力をお願いします。

地域で話し合しましょう

5月に死亡事故が発生した西古佐自治会では、役員会などで話し合い、野焼きに関して次の取り決めをされました。



- 野焼き可能日は、1・3・11・12月の第1・3日曜日とする



- 強風注意報・乾燥注意報が発表されている場合は中止する



- 土手焼きは禁止とし、土手の草は田んぼ内に集積して燃やす



- 水を入れたバケツなど消火用品を必ず準備する

火災や健康被害を防ぐためにどうすれば良いかを話し合うことは大切です。

野焼きについて地域で話し合しましょう

10月から始まるワクチン接種のご案内

健康課 ☎594-1117

新型コロナワクチン接種について

- **対象者**
 - ・65歳以上の方
 - ・60～64歳で、心臓・腎臓または呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活が極度に制限される方や、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方(障害者手帳1級相当)
 - **実施期間** 10月1日(木)～令和9年3月31日(水)
 - **接種回数** 1回
 - **自己負担額** 4,500円
- ※医療機関によってワクチンメーカーが異なる場合があります。
- ★上記対象者以外の方は任意接種となり、費用は全額自己負担です。

インフルエンザワクチン接種について

インフルエンザは飛沫感染します。手洗い、うがい、マスクをするなど、感染を予防することが大切です。インフルエンザに感染すると、突然の高熱や関節の痛み、全身のだるさなどの症状が強く出ます。特に体力のない高齢者や乳幼児は気管支炎や肺炎を併発しやすく、重症化すると脳炎や心不全を起こし、命に関わることもあります。

予防接種は、発症を予防したり、重症化を防止したりすることができます。副反応として、注射部位の腫れや痛み、発熱、頭痛などの全身症状などがありますが、通常は軽微です。非常にまれですが、ショックやぜんそく、けいれんなどが現れることがあります。

予防接種予診票の裏面をご覧ください、かかりつけ医と相談の上、早めに接種しましょう。

- **実施期間** 9月28日(月)～令和9年1月31日(日)

高齢者	対象	65歳以上	小児	対象	生後6ヵ月～15歳(中学3年生)
	接種回数	1回		接種回数	生後6ヵ月～12歳=2回 13～15歳=1回
	自己負担額	1,000円		助成額	1回目=2,500円 2回目=1,000円 接種費用から、上記の金額を助成します

※市内医療機関以外で接種される方は上記までお問い合わせください。
(別途書類が必要な場合、作成に10日ほどかかります)

申し込み方法・指定医療機関 希望する市内指定医療機関へ、直接電話などでお申し込みください。

新型コロナ・インフルエンザワクチン		医療機関名	電話番号
医療機関名	電話番号	後川診療所	556-3735
あしだ内科医院	590-1500	東雲診療所	558-0053
石井医院	596-0003	栖田内科	552-0338
いわくらクリニック	554-1533	砂山内科クリニック	594-5677
岡本病院 ※1	594-1616	住吉台こどもクリニック	556-8270
小嶋医院	590-2350	建井医院	594-0569
かわいクリニック	552-0308	中野医院	594-2211
河合整形外科	552-6244	西井クリニック	595-0221
草山診療所	592-0011	にしき記念病院	593-1352
小徳整形外科 ※1	590-1510	ささやま医療センター ※1	552-1181
今田診療所	590-3050	馬嶋医院	552-0103
		山鳥病院	557-0005

※1=インフルエンザワクチンは小児以外。

休日の乳がん検診 マンモグラフィサンデー

健康課 ☎594-1117

日本人女性の8人に1人がかかると言われてる乳がん。30代から急増し、乳がんにかかる人は年々増加しています。「平日は仕事や家事で検診に行けない」というあなたへ、休日に検診が受けられるマンモグラフィサンデーをご案内します。

受診料

- 1,700円
- ※以下の方は無料です。
- ①無料クーポン券対象者
 - ②丹波篠山市国民健康保険加入者
 - ③後期高齢者医療制度加入者
 - ④令和9年3月31日に70歳以上の方
 - ⑤生活保護受給者

▼実施医療機関・実施日などはこちら

実施医療機関	かわいクリニック	ささやま医療センター
実施日	10月18日(日)	①11月29日(日) ②令和9年2月11日(木・祝)
時間	9:00～12:00	10:30～15:00
対象	30歳以上の女性	40歳以上の女性
定員	25人(先着順)	各日25人(先着順)
申し込み方法	電話で予約 ☎552-0308	電話で予約 ☎552-7561
申込期間	9月24日(木)～	①10月1日(木)～ ②令和9年1月4日(月)～
受付時間	9:00～12:00(月～土) 17:00～19:00(月・火・水)	平日13:00～16:30
その他	エコー検査も可能 (別途有料) ご希望の方は予約時にお申し込みください	平日も乳がん検診実施中です 詳しくはこちら▶



セルフチェックも忘れずに！

どちらの医療機関も女性技師が撮影します！

セルフチェックとは、自分の乳房を定期的にチェックすることで、早期に異変を見つけることです。乳がんは身体の表面に近いところに発生するため、自分で観察したり触れたりすることで発見できる可能性があります。

Point1：見て …乳房に「へこみ」「ただれ」はありませんか？
鏡の前に立ち、頭の後ろで手を組み、色や形を見てください。

Point2：触って …「しこり」はありませんか？
4本指で「の」の字を書くように指先で軽くなでながら、しこりの有無を調べます。鎖骨から肋骨の上まで、広範囲に触りましょう。

Point3：つまんで …「血の混じったような分泌物」は出ませんか？
指で乳頭の根本を軽くつまんで、分泌物が出ないか調べます。

Point4：横になって …「しこり」はありませんか？
あおむけに寝て、肩の下に低めの枕か畳んだタオルを入れて、乳房を触り、しこりの有無を調べてください。

※脇の下もチェックして、腫れやしこりがないか確認しましょう。

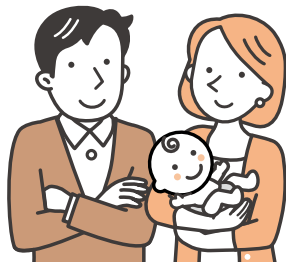


10月から国民年金保険料の育児免除制度が始まります

西宮年金事務所 ☎0798-33-2944 / 医療保険課 ☎552-7103

育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、子を養育する国民年金第1号被保険者の国民年金保険料の納付を免除される制度が、10月から新たに始まります。

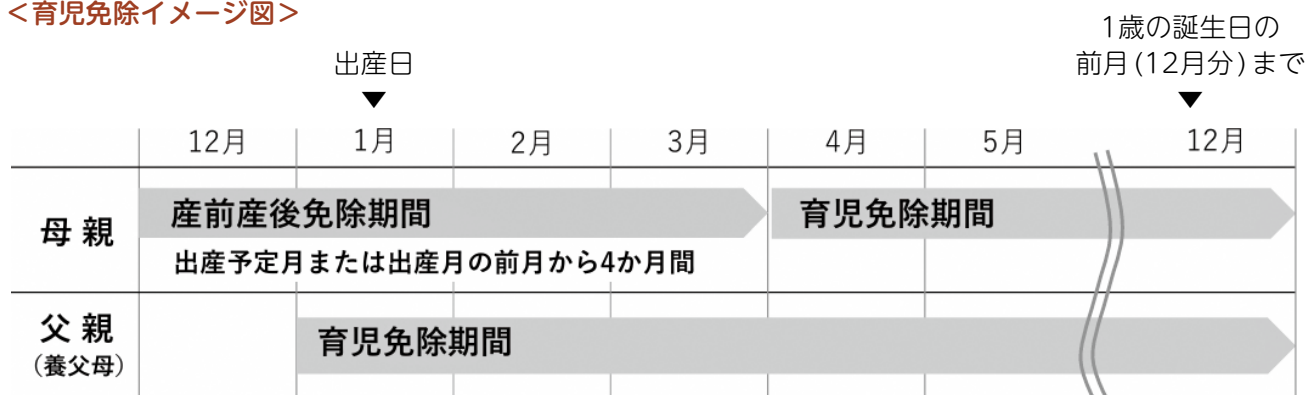
子どもを育てている方(実父母・養父母)は、申請することで、所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。



- 対象者** 令和8年10月1日以降、1歳になるまでの子ども(※)を養育する実父母・養父母(国民年金第1号被保険者)
※法律上の親子関係がある子ども(実子および養子)に加えて、特別養子縁組の監護期間にある子どもおよび養子縁組里親に委託している要保護児童も該当します。

- 対象期間** 子どもが1歳になる誕生日の前月まで
免除金額 月額1万7,920円
※免除された期間は、保険料を納付した場合と同じように年金額に反映されます。

<育児免除イメージ図>



申請はスマホでOK！電子申請が簡単便利

●基本的に書類を添える必要はありません

※届書(紙)による手続きの場合、「産前産後免除該当届/育児免除該当届・終了届」「マイナンバーカード」の写しなどが必要です。

●スマホから24時間365日いつでも電子申請ができます

※医療保険課窓口や郵送でも手続きができます。



日本年金機構
ホームページ



申請は
スマホ

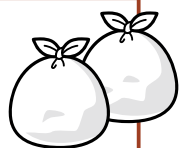
みんなに
知ってほしい!

～ごみのこと、分別のことクイズ!!～

清掃センター ☎596-0844

Q. 空き缶を捨てる時、つぶして指定袋に入れても良い?

★答えは24ページへ



「第2次有機農業実施計画」策定委員会委員を募集します

農都政策課 ☎552-1114

丹波篠山ワクワク農都づくり協議会では、「第2次有機農業実施計画(令和10年度～令和14年度)」の策定にあたり、流通・消費および普及啓発の視点から計画づくりに参画いただける委員を広く募集します。

●有機農業実施計画とは?

丹波篠山の豊かな農業資源を活かし、有機農業の普及・拡大を地域全体で推進するためのロードマップです。生産者や技術の育成にとどまらず、市民や事業者とともに生産から消費まで一体的に取り組みます。



■対象

- ・丹波篠山の有機農業の発展や有機農産物の活用に関心のある方
- ・委員会に継続して出席できる方(期間中に5回程度)
- ・自身の考えや視点を持って委員会に参加できる方

■委員会の主なテーマ

- ・有機農産物の販路や消費拡大に向けた取り組みのあり方
- ・学校給食・飲食店・加工業者などと有機農産物の連携方策
- ・市民への有機農業の理解促進・食育などの進め方
- ・有機農業がもたらすさまざまな価値の発信(生物多様性・健康など)

■募集人数

2～3人程度

■申込期限

10月9日(金)

■申し込み方法

応募用紙(小論文あり)を上記へ提出
【小論文】主なテーマの中から関心のあるテーマとその理由、委員会でのどのようなことを提案・発信したいかについて



市ホームページ

丹波篠山市消防体制検討委員会委員を募集します

消防本部警防課 ☎594-1118、FAX 594-2070

近年、局所的な自然災害の多発、人口減少と高齢化による消防団員数の減少、救急需要や災害形態の多様化など、消防体制を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

また、「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会報告書」において、小規模消防本部の脆弱性が指摘されており、地方自治体における消防体制の見直しは喫緊の課題となっています。

そこで、消防体制の現状と課題を踏まえ、持続可能で効果的な消防体制のあり方を検討するため、検討委員会を設置します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

■任期

委嘱の日から令和9年3月31日

■募集人数

2人

■応募資格

市内在住、在勤、在学または市内で活動を行う18歳以上の方(令和8年4月1日時点)

※市議会議員または常勤公務員、他の附属機関の公募委員、申し込み時において他の附属機関の公募委員に応募している方を除く。

■報酬

4,000円/回

■申込期間

10月1日(木)から23日(金)

■申し込み方法

申込書、小論文(800字程度)を窓口、郵送、FAXまたはメールのいずれかで上記へ提出
小論文のテーマ：消防・防災の観点から捉える、安心・安全なまちづくりと市民の役割

★この事業を行うには、9月29日に開催される市議会の議決が必要です。



市ホームページ